

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日

部 室 課 長
会計管理者 殿
各事務局長

総 務 部 長
学 校 教 育 部 長

令和 7 年度（2025 年度）諸手当の受給実態の調査について（依頼）

諸手当については本人の届出に基づき、庶務事務システムで所属長が確認、決裁したものを労務課（教育委員会部局は教職員課）が認定し、支給額を決定しています。諸手当の認定基準と状況が変わった場合は、職員自身の変更事実発生日から 15 日以内に変更申請をする必要があります。しかしながら、令和 7 年(2025 年)3 月 18 日付「適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）」でもお知らせしたように、手続きを失念していることが見受けられます。

ついては、人事評価における目標設定時の期首面談の機会を利用して下記のとおり所属職員（会計年度任用職員を除く。）の諸手当の申請内容に変更（誤り）がないか、改めて確認をお願いします。

記

1. 対象者

各所属長宛に「〇〇部〇〇課 諸手当受給者リスト」をメールで送付します。

2. 対象手当

- （1）通勤手当
- （2）住居手当
- （3）扶養手当

3. 確認方法

別添「諸手当の受給実態の確認方法の例」を参考にしてください。また、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日付「適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）」について、所属職員へ周知願います。

4. その他

不適切な受給が確認された場合には、労務課長（教育委員会部局は教職員課長）へ連絡ください。

■教育委員会部局	■教育委員会部局以外
学校教育部教職員課 教職員担当	総務部労務課 給与担当
内線 4 1 1 3 ・ 4 1 1 4	内線 2 2 3 4 ・ 2 2 2 9
外 線 042-620-7404	外 線 042-620-7204